第二十一条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。
第二十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。
第二十三条を次のように改める。

第二十三条　削除

（独立行政法人農業生物資源研究所法の一部改正）

第百四十九条　独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業生物資源研究所法

第一条及び第二条中「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に改める。

第三条中「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に、「無脊椎（せきつい）動物」を「無脊椎動物」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人農業環境技術研究所法の一部改正）

第百五十条　独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業環境技術研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人国際農林水産業研究センター法の一部改正）

第百五十一条　独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人国際農林水産業研究センター」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

（独立行政法人森林総合研究所法の一部改正）

第百五十二条　独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所法

第一条、第二条及び第三条第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第五項」を「第四項」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十五条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条第二項を削る。

第二十条第二号中「第六項又は第十七条第一項」を「第五項又は第十七条」に改める。

第二十一条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。

附則第六条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）」に改める。

附則第七条第三項及び第八条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附則第九条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）」に改める。

附則第十一条第三項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条第四項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）」に改める。

附則第十三条第六項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）」に改める。